

Title	〔商法二四〕被保証手形の支払に基く人的抗弁 (大阪地方昭和三四年七月三〇日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.5 (1962. 5) ,p.84- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620515-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二四〕 被保証手形の支払に基く人的抗弁

〔大阪地方昭和三四年七月三〇日判決
昭和三年(ワ)第四〇〇二号約束手形金請求事件
下級民集一〇巻七号一五八五頁〕

【判示事項】 第三者が被保証手形の支払期日以前に「保証手形」と記載ある手形を取得した場合と被保証手形の支払に基く人的抗弁をもつて右第三者に対抗することの可否

【参照条文】 手形法第一七条

【事実】 被告Yは、訴外A工業株式会社が被告に宛てて振出した額面金五五〇、〇〇〇円、支払期日昭和三二年一月二五日なる約束手形を、同年九月上旬訴外B会社に於て割引を受けたが、その際右手形(以下、被保証手形と称ぶ)の支払を担保する目的で、右B会社に対し支払期日同年一月二二日、受取人欄白地の同額の約束手形(以下、保証手形と称ぶ)を振出した。

原告Xは、その後、B会社の代表取締役である訴外Cから右保証手形の交付を受け、その白地受取人欄に原告の名を補充してそれを

所持しているのであるが、XがCから右約束手形の交付を受けた時、手形の表面右肩に「A工業 保証手形」なる記載があつた。

Xが、右保証手形の所持人として振出人たるYに対し手形金支払を請求しているのが本件訴訟である。

これに対しYは、抗弁として、Xは昭和三二年一月中旬、自分の後援者に計算のつじつまを合せるために見せるだけだから一時借用したいと告げてCから本件約束手形の交付を受け、そのままそれをCに返還しないで所持しているものであつて、右の手形授受は手形債権移転の効果を伴う手形譲渡ではないと主張(原告はこの点否認)、更に、仮に右抗弁が理由がないとしても、被保証手形が期日に支払われた結果、右支払以後被告はB会社に対し本件手形の支払義務を免れたものであり、しかも原告は、同年一月中旬、被告を

害することを知つて、B会社代表取締役Cよりその表面右肩に「A工業 保証手形」なる記載のある本件手形を取得したのであるから、被告は原告に対して本件手形の支払義務を負うものではない、と主張した。

【判旨】 原告敗訴。

「被告は、CX間の本件約束手形の授受は手形債権移転の効果を伴うものでない」と主張するが、この抗弁事實は、本件全証拠によるも未だ立証されるに至つていないものといわねばならず、これを採用することはできない。」

「被保証手形の支払により、被告がその割引を受けたB会社に対して、その保証手形である本件約束手形の支払義務を免れるに至つたことは勿論である。」

「被告主張のようにCX間における本件手形授受の時期が、被保証手形の支払以後であるとも、又、たとえ、それ以後であつたとしても、原告がそれを認識していたとも、未だ認めることができない。」

「しかし、本件手形の表面右肩には、「A工業 保証手形」なる記載があつたのであり、原告はCより本件手形の交付を受けた際、その記載の存在を認識していたことが認められる。そして、Cは本件手形授受の当時は金融業者であり、原告も金融関係の事情に明るい者であることが明らかであるから、少くとも、原告は、本件約束手形

授受の際、右の記載によつて、本件約束手形が、訴外A工業会社が債務を負担する手形の割引に際して、被告より振出された保証手形であるとの認識を有していたものと認めるのが相当である。」

「そして、被保証手形と別個に、保証手形のみを、しかも、その保証手形たる性質を認識して取得する者は、たとえその取得が、その被保証手形の支払期日の前であつて、事実上支払の有無が未だ確定的に認定できない場合であつても、被保証手形の支払による保証手形に関する人的抗弁事實の発生は、原則的に予想されるところであるので、その人的抗弁事實の発生した場合には、右の保証手形の取得者は、結局、その抗弁事實を予見した悪意で取得したものとされねばならない。」

「従つて、その保証手形たる性質を認識していた原告の本件約束手形の取得は被保証手形支払に基く被告のB会社に対する人的抗弁を切断する効果を生じ得ない。」

【評釈】 賛成。

本件約束手形は、被告Yが、その取引先たるA工業から被告宛に振出された手形を、B会社に割引いて貰う際に、その手形の支払を保証する目的でYからB会社宛に振出されたものであつて、そのため本件に於ては保証手形と称ばれている。

このような手形振出が実際に多く行われているものかどうか寡聞にして知らないが、その有する意義は極めて乏しいように思う。保証手形の振出人たるYは、被保証手形の裏書人としてすでに担保義務を負っているのであり（手形法第七七条第一五条）、結局手形上の遡求義務を主たる債務を以て担保することになるわけで、格別の意味はない。

ただし、同一目的の債務につき二通の手形を有することが債権者にとつて債権担保のためには特別の意味がないとしても、一方、流通証券たる手形の特質からいつて、債務者は或る場合には二重の危険を甘受せねばならないことになるであろう。

ともかく、本件にいう保証手形は、もとより手形上の保証とは異り、保証債務の負担ということが手形振出の原因関係に留ることはいうまでもない。そして、被保証手形が満期に支払われたことにより、保証債務はそれに附従して消滅するが、それは本件の如き保証手形にあつては原因関係上の債務が消滅したことを意味するに過ぎないことも勿論である。

それゆゑ、第三取得者である本件原告に対しては、原告が「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」本件手形を取得した場合でない限り、債務者たるYはその保証債務の消滅を以て対抗し得ない（手形法第七七条第一七条）わけである。

前者に対する人的抗弁事由を以て取得者が債務者から直接対抗さ

れ得る場合を、商法手形編時代からの伝統によつて「悪意の抗弁」と称ぶが、その悪意の意味については、商法時代の学説は「手形譲渡人ノ一身ニ付テ抗弁セラルヘキ事由ノ存セシコトヲ知リテ手形ヲ譲受ケタル」（青木手形法一六七頁）ことと解していた。然るに、統一法の採用によつて、現行手形法上は、債務者を害することを知つて取得することを要することが法文上明かとなつた。

「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」の意味については、自己の手形取得のために債務者の抗弁の行使が手形法第一七条但書によつて阻止せらるべきことを知ること、と解するのが通説である（判例一六・一・二七 民集二〇）が、然し、抗弁行使を阻止しようという主観的意欲の問題ではない（伊沢「手形法小切」二六頁）以上、結果的には抗弁事由存在の認識と差が生じるとは思われない。

ただ、悪意の有無は手形取得のときを基準とする（通説）から、取得当時未だ抗弁事由が発生していない場合には、その存在を認識すべくもない。けれども、取得者が原因関係を認識し且つ満期までに抗弁事由の発生することを充分に予見し得るような事情がある場合には、抗弁事由の存在を認識していた場合に準じて考えるべきであり、「害スルコトヲ知リテ」とはまさにそのような取得当時未だ抗弁事由の発生していない場合にも悪意を認めんとする規制に他ならない（ジュネーブ會議に於いてOktavskyによつて挙示された周知の

事例——C. R. p. 292——も、つまり、目的物の瑕疵に基く買主の契約解除が、手形取得当時未だなされて居らず、従つて抗弁事実が未だ存在していない場合なのである。

そこで、事案によつては、原因関係の認識のみで債務者を害することを知つていたと認むべき場合もあろうし（前引大判昭一六・一・二七の事案は、甲は乙に対する六百円の債務の履行を担保するためにその範囲内でのみ手形債務を負担する意思をもつて、乙に金額二千円の手形を裏書交付し、丙は右の事情を知悉してさらに乙より譲受けた。丙は悪意の取得者と認められた）、また、抗弁事由が取得当時には存在しない場合に於て、原因関係の認識に他の事情が加つてはじめて悪意と認むべき場合（この場合を、通説は、抗弁事由の認識のみでは足りず、他の附加的事実の認識をまつてはじめて悪意と認められる場合、とするが——伊沢「商法演習Ⅱ」一六一頁——、ここでは原因関係と抗弁事由との概念の混同があるように思われる）もあろう（最判昭三〇・一一・一八民集九卷一七六三頁の事案は、取得者が請負代金の前渡金として振出された手形であることを知つてそれ取得了した場合であるが、後に手形振出の原因たる請負契約が解除されることがあるであろうことを予想していたと認められる事情がないという理由で、悪意に該当しないとされた）。

ところで、本件に於ては、前述の如く被保証手形の支払によつて

YのB会社に対する人的抗弁事由が発生したのであるが、判決は、Xの本件手形が保証手形なることの認識と、さらに被保証手形が支払われることの見解を認定して、Xが悪意の取得者にあつたと判断しているわけである。

先ず、本件手形の表面右肩には、「A工業 保証手形」なる記載があつた。これは、単なる原因関係の記載に過ぎず、いわゆる無益的記載事項であつて、手形上何等の効力を持つものでもない。もちろん、手形面に記載してあれば、取得者はその記載自体は認識せざるを得ないであろう。然し、それは飽くまでも記載の認識に過ぎず、その記載の内容をなす事実を認識すべくもなく、また事実の認識を推定させる効力もないと解すべきことも勿論である（原因関係の認識のみを以て悪意の抗弁が認められる場合に於ては、事実の記載により当然にその事実の認識があるものとすれば、結果的に支払を原因関係にかからしめることとなり、手形の無因証券性が害われてしまう。なお、東地判明四〇・一〇・二九新聞四六七号一七頁）。

判決は、Xが記載の存在を認識していたことその他、譲渡人たるCが金融業者だつたこと及び譲受人たるXも金融関係の事情に明るいこと等から、Xが本件手形取得当時それが保証手形であることを認識していたという事実を認定している。

次に、Xが本件手形の保証手形なることを認識していたとして

も、被保証手形の支払以前であれば、保証手形たることの認識のみを以てしては抗弁事由の存在を認識すべくもないわけである（被保証手形の支払の事実を知らない場合も同様に考えてよい）。

Yが悪意の抗弁を以てXに対抗するためには、Yの抗弁行使がXに取得当時予想されるような事情が附加されねばならない。もつとも、Yの抗弁行使に関するXの主観的予想はもとより問題ではない。結局は確実性の客観的認識の問題であるが、先に挙げた昭和三〇年の最高裁判所判決の事案は、同じように取得者が手形の振出の原因である債権関係の存在を認識していても、債務不履行により解除されれば抗弁事由が発生するという場合であり、一方、本件に於ては、被保証手形上の債務が履行されたならば抗弁事由が発生するという場合であつて、抗弁行使の可能性は異なるように思う。債務は履行さるべきがその本来の生命であり、他に特段の事情のない限り、客観的認識としては、その債務が履行されることの可能性の方が不履行の可能性より優るとせざるを得ない（河本助教は、債務が履行されたならば抗弁事由が発生するような場合につき、「これらの場合には、債務者による抗弁主張の相当強度の可能性が認識されていたといわねばならない。仮りに刑法の概念を借りるならば、この場合は、認識ある過失と直接故意との間に位する未必故意の場合に当たるといつてもよいかと思う」と述べて居られる——民商法雑誌三六卷四号五二七頁）。

この場合、抗弁事由発生の可能性が、それでは手形法第一七条但書の悪意を構成するほどに強度なものと考えられるか、という点になると、これといった決め手はないように思われる。ただ、この問題自体は、手形振出の原因関係たる債権関係を取得者が取得当時知っていた場合に、その債務が履行されれば抗弁事由が発生するという関係であれば、原因関係の認識のみで債務者を害することを知っていたことになるかどうかという一般的に定まる問題であつて、手形法第一七条但書の規定の意味の問題であり、悪意の認定は厳格でなければならぬとする流通保護の要請とは領域を異にする。

本判決は、「被保証手形の支払による保証手形に関する人的抗弁事実の発生は、原則的に予想される」として、この場合Xは悪意の取得者にあたりと判示している。

これに対し、河本助教は、「右のような場合に悪意の抗弁の成立を許すことは、一層、裁判官による微妙な事実認定の差に、悪意の抗弁成立の許否の決定をゆだねる結果になり、手形取引の安全のために好ましくないとと思われる」という理由から、反対される（前引五二）。

然し、先に述べた如く、問題は確実性の客観的認識であり、要は、原因関係上の債務が履行されれば抗弁事由が発生するという事件の如き場合に、特別の事情のない限り、原因関係事実の存在を認

識することが、「一般取引觀念よりして、満期において債務者が抗弁を主張するのは確実であると判断される場合」(河本前引五二八頁、その場合にのみ悪意の抗弁の主張を許すべきである、と主張される)にあたるか否かであつて、何故この場合に「一層」事実認定の差に決定をゆだねることになるか理解し難い。

昭和二九年一月一八日の最高裁判所判決は、借受けた手形の返戻を担保する目的で、同一内容の手形を貸主宛に振出し、その手形を貸主が他に譲渡した事案であるが(民集八卷二〇五二頁、河本前引五一〇頁)、被告上告人たる取得者が原因関係(判決では抗弁事実といつてゐるが、抗弁事実ではあり得ない)の存在を知つていたとした場合に、被担保手形が約束どおり返戻されれば抗弁事由が発生するという事情が、悪意の

認定に如何なる意味をもつかはこの判例では結局判断されてゐない。

私としては、むしろこの場合は、取消事由(詐欺)の存在を知つていて、しかも未だ取消がなされていない場合と同様に考えるべきで、その場合に悪意の抗弁を認める例(大判昭一九・六・二三民集二三卷三七八頁。この判決につき鈴木教授は、「取消事由があれば取消があるのは当然予想される」として、正当とされる——「手形法小切手法」二四九頁)とともに、本判決の考え方を支持したいと考える。なお、本判決につき、村田助教授の反対評釈(商事法務研(究)二四号)のあることを附記する。

(倉沢康一郎)

〔刑法 九〕 赃物牙保罪における赃物の先在性

【判示事項】 赃物の存在と赃物牙保罪の成否

【参照条文】 刑法二五六条二項、二三五条、六二条一項

【事実】 本件起訴事實は、「被告人は、且が他から盗んできたレ

ビ一台を、赃物であることの情を知りながら、同人からこれが売

昭和三五年二月一三日最高裁第三小法廷決定、棄却
昭和三五年(一)第一〇九五号赃物牙保被告事件
第一審八代簡裁、第二審福岡高裁
最高裁判集一四卷一九二九頁